

ID: 276

担当部署: 上下水道局

処分の概要	責任技術者の業務の禁止又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市排水設備指定工事店等に関する規則 第15条		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規則第9号		
【根拠条文】 (責任技術者の業務の禁止又は一時停止) 第15条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止し、又は180日を超えない範囲内において業務の一時停止を命じることができる。 (1) 下水道に関する法令、条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為がある等市長が責任技術者として不適当と認めたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日